

平成25年 2月26日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

条 例

- 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（1・人事課）…………… 3
- 秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（2・長寿社会課）…………… 3
- 秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例（3・健康推進課）…………… 3
- 秋田県立美術館条例の一部を改正する条例（4・生涯学習課）…………… 3
- 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例（5・議会運営委員会提出）…………… 4
- 県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（6・議会運営委員会提出）…………… 5
- 秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（7・議会運営委員会提出）…………… 5

この号で公布された条例のあらまし

◇職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第1号）

- 1 船員たる職員がその責めにより退職した場合においても、船員法（昭和22年法律第100号）の規定による送還の費用に相当する金額を旅費として支給することとし、当該支給した旅費の償還を請求することとした。（第42条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、船員法の一部を改正する法律（平成24年法律第87号）の施行の日（平成25年3月1日）から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第2号）

- 1 題名を「秋田県介護施設開設準備経費助成臨時対策基金条例」に改めることとした。
- 2 介護事業所において介護に従事する職員の賃金の引上げその他処遇の改善に係る臨時の事業を秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金（以下「基金」という。）の対象事業から除外することとした。（第1条関係）
- 3 基金の設置期限を平成26年3月31日（現行平成25年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 4 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第3号）

- 1 一定の場合における国庫への返還に係る秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金（以下「基金」という。）の一部の処分に関する規定について、所要の整備を行うこととした。（第6条関係）
- 2 基金の設置期限を平成26年3月31日（現行平成25年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県立美術館条例の一部を改正する条例（秋田県条例第4号）

- 1 秋田県立美術館の位置を秋田市中通一丁目4番2号（現行秋田市千秋明德町3番7号）に改めることとした。（第1条関係）
- 2 秋田県立美術館の美術展示室及び美術ホールの使用料の額を次のとおり改定することとした。（別表関係）

区分			使用の単位	使用料の額
美術展示室	特別の展示を行わない場合	普通料金	一 般	1人につき 300円
			大学の学生	200円

	団体料金 (20人以上 の団体)	一 般	240円
		大学の学生	160円
	特別の展示を行う場合		
美術ホール		1日につき	16,000円

3 施行期日

この条例は、平成25年9月28日から施行することとした。

◇秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例（秋田県条例第5号）

- 1 常任委員は、議員の任期中在任することとした。（第3条関係）
- 2 議会運営委員は、議員の任期中在任することとした。（第4条関係）
- 3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任することとした。（第5条関係）
- 4 議員は、少なくとも一の常任委員になることとした。（第6条関係）
- 5 議会の閉会中に議長が常任委員、議会運営委員及び特別委員を選任した場合並びに常任委員の所属を変更した場合、次の議会に報告しなければならないこととした。（第6条関係）
- 6 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期によることとした。（第7条関係）
- 7 議会の閉会中に議長が委員長及び副委員長並びに議会運営委員及び特別委員の辞職を許可した場合、次の議会に報告しなければならないこととした。（第8条関係）
- 8 議事妨害及び離席の禁止について規定することとした。（第16条関係）
- 9 公聴会及び参考人について規定することとした。（第20条～第26条関係）
- 10 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 11 施行期日

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行することとした。

◇県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第6号）

- 1 引用している地方自治法（昭和22年法律第67号）の条項を改めることとした。（第1条関係）
- 2 施行期日

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行することとした。

◇秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第7号）

- 1 題名を「秋田県政務活動費の交付に関する条例」に改めることとした。
- 2 条例中「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改めることとした。
- 3 政務活動費の対象経費として、「調査研究」に「その他の活動」を加えることとした。（第1条関係）
- 4 政務活動費の交付対象となる政務活動について定めることとした。（第2条関係）
- 5 会派及び議員に係る政務活動費の充当可能経費を定めることとした。（第2条、別表第1及び別表第2関係）
- 6 会派に交付する政務活動費の月額を3万円（現行6万円）に所属議員の数を乗じて得た額に、議員に交付する政務活動費の月額を28万円（現行25万円）に改めることとした。（第4条及び第5条関係）
- 7 政務活動費の用途の透明性の確保について定めることとした。（第11条関係）
- 8 会派及び議員に係る政務活動費収支報告書の様式について、5に準じて項目を改めることとした。（別記様式その1及び別記様式その2関係）
- 9 施行期日等

(1) この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行することとした。ただし、6は、同年4月1日から施行することとした。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 二 秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 三 秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 四 秋田県立美術館条例の一部を改正する条例
- 五 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例
- 六 県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 七 秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

平成二十五年二月二十六日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県条例第一号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条中「第四十七条」を「第四十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 旅行命令権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

附 則

- 1 この条例は、船員法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十七号)の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。
- 2 この条例の施行前に生じた事由による職員の送還については、この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例第四十二条第一項(船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十七条第二項の規定に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、適用しない。

秋田県条例第二号

秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県介護職員処遇改善等臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県介護施設開設準備経費助成臨時対策基金条例

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 介護施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第三号及び同条第三項第十号に規定する施設並びに同項第四号に規定する小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設をいう。以下同じ。)の運営の安定を図るため、介護施設の開設の準備に係る臨時の事業に充てる資金として、秋田県介護施設開設準備経費助成臨時対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第三号

秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「厚生労働大臣」を「総務大臣」に改める。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四号

秋田県立美術館条例の一部を改正する条例

秋田県立美術館条例(昭和四十二年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「秋田市千秋明徳町三番七号」を「秋田市中通一丁目四番二号」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第五条関係)

区分			使用の単位	使用料の額
美術展示室	特別の展示を行わない場合	普通料金	一般	二〇〇円
			大学の学生	一〇〇円
	特別の展示を行う場合	団体料金 (二十人以上の団体)	一般	二四〇円
			大学の学生	一六〇円
美術ホール			一日につき	一六、〇〇〇円

備考 この表における「大学の学生」には、これに準ずる者を含むものとする。

附 則

この条例は、平成二十五年九月二十八日から施行する。

秋田県条例第五号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例(昭和三十二年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十八条とし、第十八条を第二十七条とし、第十七条を第十九条とし、同条の次に次の七条を加える。

(公聴会開催の手続)

第二十条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、公聴会開催の日時、場所及び意見を聴こうとする案件(以下単に「案件」という。)その他必要な事項をあらかじめ公表する。

(意見を述べようとする者の申出)

第二十一条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第二十二条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、第二十一条(意見を述べようとする者の申出)の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第二十三条 公述人が発言をしようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、委員長は、発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員と公述人の質疑)

第二十四条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十五条 公述人は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。

(参考人)

第二十六条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 第二十三条(公述人の発言)、第二十四条(委員と公述人の質疑)及び第二十五条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定は、参考人について準用する。

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(議事妨害及び離席の禁止)

第十六条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の見出しを「(委員会の議決)」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条ただし書中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を削る。

第七条第三項を次のように改め、同条を第九条とする。

- 3 第一項又は前項の規定により委員会を招集したにもかかわらず、委員長がなお委員会を開かないときは、第十一条(委員長の職務代行)の例による。第六条に次の一項を加え、同条を第八条とする。

- 2 前項ただし書の規定により委員長及び副委員長並びに議会運営委員及び特別委員の辞職を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第五条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第四条に次の一項を加え、同条を第六条とする。

- 4 第一項ただし書の規定により委員を選任したとき及び前項ただし書の規定により常任委員の委員会の所屬を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第三条第二項中「数」を「定数」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

- 3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間任する。

第二条の二第二項中「議会運営委員会の委員」を「議会運営委員」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

- 3 議会運営委員は、議員の任期中在任する。

第二条の次に次の一条を加える。

(常任委員の任期)

第三条 常任委員は、議員の任期中在任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

秋田県条例第六号

県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

県議会の請求による出頭者及び公聴会参加者の実費弁償に関する条例(平成三年秋田県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第一項」を「第百条第一項後段」に、「(同法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。)」の規定による」を「において準用する同法第百十五条の二第二項の規定による」に、「並びに同法第百九条第六項(同法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。)」を「及び同法第百九条第五項において準用する同法第百十五条の二第二項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

秋田県条例第七号

秋田県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田県政務調査費の交付に関する条例(平成十二年秋田県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県政務活動費の交付に関する条例

第一条中「及び第十五項」を「から第十六項まで」に改め、「調査研究」の下に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。第九条を削る。

第八条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第九条とする。

第七条の見出し及び同条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「二十五万円」を「二十八万円」に改め、同条第二項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「六万円」を「三万円」に改め、同条第三項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第四条とする。

第二条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。）」を「会派」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第二条 政務活動費は、県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。）及び議員による県政の課題及び県民の意思を把握し県政に反映させるための活動その他の県民の福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費として交付する。

2 政務活動費は、会派にあつては別表第一に、議員にあつては別表第二に定める政務活動に要する経費に充てることができる。

第十条第一項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第十一条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「期す」の下に「とともに、使途の透明性の確保を図る」を加える。

第十二条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第九条」を「第二条」に、「使途基準」を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」に改める。

第十四条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二条関係）

会派に交付する政務活動に要する経費

項 目	内 容
調 査 研 究 費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	一 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	一 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

別表第二（第二条関係）

議員に交付する政務活動に要する経費

項 目	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	一 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	一 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費

資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

別記様式その一及び別記様式その二中「政務調査費に」を「政務活動費に」と、「秋田県政務調査費の交付に関する条例」を「秋田県政務活動費の交付に関する条例」と、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」と、「政務調査費 _____円」を「政務活動費 _____

_____円」と

研 修 費	
-------	--

を

研 修 費	
広 聴 広 報 費	
要 請 陳 情 等 活 動 費	

を

資料購入費	
広 報 費	

を

資料購入費	
-------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定（「二十五万円」を「二十八万円」に改める部分に限る。）及び第三条第一項の改正規定（「六万円」を「三万円」に改める部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秋田県政務活動費の交付に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付の決定が行われる政務活動費について適用し、同日前に交付の決定が行われる政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に議長に対して提出されているこの条例による改正前の秋田県政務調査費の交付に関する条例第五条の規定による会派結成届、会派異動届及び会派解散届は、この条例の施行の日において新条例第六条の規定により提出された会派結成届、会派異動届及び会派解散届とみなす。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）